

筑波大学
2024年度第1期（春学期）授業料免除申請のしおり
《留学生用》

在學生（2024年3月卒業・修了予定者を除く）

→ 3ページの〔申請対象者〕を確認ください。

申請期限

→ 2024年2月22日（木）（必着）

2月時点で休学中の者が3月以降復学した場合、新入生と同期間に申請することも可能です。（上記期間での申請を推奨）

申請方法

→ 提出方法は、エリア支援室ごとに指定されています。
大学ホームページ同ページ内の「郵送先・提出方法一覧」に記載しているので、確認し、所属するエリア支援室の指定する方法で申請してください。

※郵送で申請する場合は、個人情報を含むため、追跡ができる簡易書留またはレターパック等で郵送してください。

結果通知（予定）

→ 2024年7月中旬

2024年度新入生

→ 新入生の申請は4月の予定ですが、詳細は後日発表します。
このしおりは在學生（2024年2月現在）専用です。
2024年度新入生向けの申請書類の掲載は3月末頃を予定しています。

特別免除

→ 特別免除については、4月初旬に案内します。

特別免除：<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/schoolexemption/>

授業料徴収猶予のみ・月割分納のみ

→ 申請は4月の予定です。詳細は後日ホームページで発表します。

目次 ～書類の提出についての詳細項目一覧～

【必読】授業料免除申請ガイド～全員提出が必要な書類について～ p.3～p.5

1. 収入に関する書類 …p.6
2. 特別控除に関する書類 …p.7
3. 修業年限超過者について …p.8
4. 特別な申請理由がある場合について …p.9
5. 家計・学力基準 …p.10
6. 申請上の諸注意 …p.11
7. 結果通知について …p.11

こちらは留学生用のしおりとなります。留学生でない方は、
留学生以外用が別にありますので確認してください。

〔申請対象者〕 どんな学生が申請できるの？

- 1) 経済的に授業料の納付が難しい学生は、授業料免除を申請できます。
学力基準がありますので、あてはまるかどうか確認してください。 p.10 参照
- 2) 修業年限超過者は、原則として免除の対象となりません。 p.8 参照
- 3) 4月から9月末まで在学している必要があり、その期間に休学がある場合は申請できません。
 - 早期修了プログラムにより修了する場合は、事前に相談してください。
 - 9月入学で2024年8月修了者は申請できますが、同学生が修業年限超過の場合は、9月末まで在籍しない場合は申請できません。
 - 上記以外で、8月までに修了する場合は申請できません。

○ いつ申請するの？

春学期分、秋学期分それぞれの授業料について申請が必要です。
今回の申請は、2024年度第1期（春学期）分の申請です。

在學生（2024年3月卒業・修了予定者を除く）
提出期限は2024年2月22日（木）【必着】です。

○ どこへ申請するの？

提出方法は、エリア支援室ごとに指定されています。

ホームページ同ページ内の「郵送先・提出方法一覧」に記載しているので、確認し、所属するエリア支援室の指定する方法で申請してください。

また、郵送で申請する場合は、個人情報を含むため、追跡ができる簡易書留またはレターパック等で郵送してください。

申請に関して心配なことがある場合は所属の支援室に事前に相談してください。

○ 何を提出すればいいの？

提出書類は大きく分けて、申請書（ホームページからダウンロード）と 収入関係の証明書類 があります。申請者によって提出書類が異なります。また、証明書類の準備には1～2週間かかる場合があります。書類は、原則として本冊子をよく読んで準備することになりますが、個人の事情によっては本冊子に記載のない書類を大学が求める場合があります。このような場合には、大学からの指示に従い、書類をそろえ、提出してください。

申請書類記入の際、消せる筆記用具は使用しないでください。

提出書類

2023年度第2期（秋学期）に申請した学生

前回（2023年度第2期）の申請と収入状況、家族数等に変更がない場合、収入関係の証明書類を省略した「継続申請」をしてください。

この場合、以下の書類を本学ホームページからダウンロードし、記入のうえ、提出してください。

【全員提出】

- 授業料免除等継続申請書
- 【継続申請用】授業料免除申請者票（兼受理票）

【申請時において、家族に国立の高等学校以上の就学者がいる場合】

- 授業料免除実施状況証明書（様式4）

※注：就学者の授業料免除実施状況は2023年度の実施について証明してください。

【修業年限超過者（P.8「3. 修業年限超過者について」）で申請する場合】

または【申請理由「事情（その他）」で申請する場合】

- 面接票（様式6）及びその他該当する書類・・・p.8, p.9参照

- ✚ 2023年度第2期（秋学期）に申請しなかった学生
- ✚ 2023年度第2期（秋学期）の申請から、収入状況や家族数の変動があった学生

【全員提出】

- 筑波大学授業料免除申請書（留学生用）
- 授業料免除申請者票（兼受理票）（留学生用）
- 添付書類の表紙
- 日本に在住する家族全員分（本人を含む、配偶者以外の就学者を除く）の2023年度（2022年分）「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」
 - ⇨ 2023年1月1日に住んでいた市区町村役場で発行され、原本が必要。
 - ⇨ 〇書類を準備する際の注意参照
- 収支状況申告書（様式1）

※授業料免除制度において、留学生における「家族」とは日本に在住する配偶者と子を指します。

【該当するものを提出】

- 収入に関する書類（日本に在住する家族全員分（本人を含む、配偶者以外の就学者を除く））・・・[p.6 参照](#)
- 特別控除に関する書類・・・[p.7 参照](#)

〇 書類を準備する際の注意

- ★ 留学生で2023年以降に来日した者については課税証明書（所得証明書）が発行されません。その者は授業料免除申請者票（兼受理票）（留学生用）のチェックリスト項目「2023年以降来日のため2023年度「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」が発行できない」にチェックをしてください。
- ★ 家族数及び家族状況については下記の時点、条件を基準とします。

- ・家族数の把握時：申請時点
- ・家族に含める者※：日本に在住する家族（＝配偶者と子）

- ★ 下記に該当する者は追加で書類が必要です。詳細については該当ページを参照してください。

修業年限超過者・・・[p.8 参照](#)

事情（その他）の申請理由で申請する場合・・・[p.9 参照](#)

次のページから、書類の提出について詳しい説明が書いてあります。
よく読んで、自分に必要な書類を準備してください。

1. 収入に関する書類

□ 【該当するものを提出】（原則として収支状況申告書に記載する収入の証明を添付）

【表1】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し（コピー）を提出してください。
書類は日本に在住する家族全員分（本人を含む、配偶者以外の就学者を除く）が必要です。

現在受給していなくても、下記所得区分の期間に受給していた場合は、証明書類の提出が必要です。

【表1】

収入区分	所得区分	証明書類	発行元
給与奨学金	2023年度中に受給のもの (受給終了、受給予定を含む)	給付奨学金の受給金額が分かる書類	奨学金給付団体等
TA/RAの給与	2023年度中に受給のもの (受給終了、受給予定を含む)	TA/RAの給与証明書 (年収見込証明書(様式2)でも可)	大学
アルバイト等	2023年度中に受給のもの (受給終了、受給予定を含む)	直近の給与明細3ヶ月分 (年収見込証明書(様式2)でも可)	勤務先
児童手当	2023年度中に受給のもの (受給終了、受給予定を含む)	児童手当支給通知書 (児童手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場

2. 特別控除に関する書類

□ 【該当するものを提出】

下記<注意点>を読んだうえで、【表2】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し(コピー)を提出してください。

<注意点>

★ 家族数及び家族状況については下記の時点、条件を基準とします。

- ・家族数の把握時 : 申請時点
- ・家族に含める者 : 日本に在住する家族(= 配偶者と子)

【表2】

区 分	証 明 書 類	発 行 元
① 申請時点において日本国内に就学者がいる世帯(高校生以上)		
<ul style="list-style-type: none"> ・①かつ②2023年度に国立の高等学校以上に在籍していた就学者 	授業料免除実施状況証明書(様式4) 就学者の授業料免除実施状況は2023年度の実施について証明してください。	当該在学学校
<ul style="list-style-type: none"> ・①かつ上記②以外の就学者 	就学者が在籍していることが分かる書類 (例: 学生証、在学証明書の写し等)	該当者所持
日本国内に障害者のいる世帯(本人が障害者の場合を含む)	・障害者手帳	該当者所持
<p>申請時点において日本国内におり、右記対象期間に日本国内にて医療費の支出があった長期療養者のいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月以上にわたる療養が必要と認められた者を対象とします。 ・保険内診療費分のみが控除対象となります。 ・診断書のみでは控除となりません。 ・診断書に基づく領収書のみ添付してください。診断とは関係のない領収書を添付しても控除の対象とはなりません。 	<p>・①～④をすべて提出</p> <p>①長期療養者の医療費控除金額内訳書(様式5)</p> <p>②医師等の証明書の写し (6か月以上の療養を必要とされる内容が記載されたもの)</p> <p>③経常的に支出した金額を証明できるもの(領収書等)</p> <p>④高額療養費による払い戻し、各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの(預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振込通知書等)</p> <p>※③と④については、 対象期間(領収日) : 2022年1月～2022年12月</p>	<p>様式5に申請者記入</p> <p>病院</p> <p>薬局・病院</p> <p>看護人 等</p>

3. 修業年限超過者について

修業年限超過者とは、在学期間が最短修業年限を超えた者です。下記の基準日における修業年限超過期間が1年以内の者で、(i)~(iii)のいずれかに該当する者は選考のうえ授業料免除の対象とすることがあります。特別な理由がない場合は免除の対象となりません。

基準日：2024年度第1期（春学期） 2024年9月30日時点

(i) 休学により、卒業（修了）が延期となった場合

（例）学群4年生の春学期を休学したため、その年度では修業年限が足りず、翌年度末に卒業予定となった。結果的に修業年限を半年超えることとなった。

(ii) 留学により、卒業（修了）が延期となった場合

(iii) その他

- ① 休学するのに必要な期間（2か月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合
- ② 本人が障害者である場合
- ③ その他の特別な事由があると認められる場合

上記に該当する場合は、修業年限超過者として下記の書類を追加提出してください。

【全員提出】面接票（様式6） …詳細は、下記<面接の実施>を参照してください。

【該当するものを提出】

【表3】を確認し、該当する区分がある場合は証明書類の写し（コピー）を提出してください。

【表3】

区分	証明書類	発行元
休学するのに必要な期間（2か月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合	診断書等	病院
留学により、卒業（修了）が延期となった場合	留学の証明書	本学または 留学先の大学
本人が障害者である場合	障害者手帳等	該当者所持

※「新型コロナウイルス流行」を理由とする場合、やむを得ない事情であることを明確にするため、超過との因果関係が客観的に把握できるように記載してください。（影響の内容を時期、期間を交えて具体的に記載してください。）

なお、追加の資料を求めることがありますので、ご承知おきください。

<面接の実施>

修業年限超過者または「申請理由「事情（その他）」」で申請する者は、面接を受けたうえで面接票を提出する必要があります。

- 面接教員：原則としてクラス担当教員または指導教員
学生本人が先生と連絡をとって面接をお願いしてください。先生の不在等により面接を実施できない場合は、事前に支援室にご相談ください。
- 面接票（様式6）
申請者記入欄に記入のうえ、面接時に持参し、先生に面接者記入欄への記入をお願いしてください。面接終了後、各自が用意した封筒に面接票を入れ、他の書類と併せて提出してください。

4. 特別な申請理由がある場合について

下記の【表4】申請理由「事情（その他）」で申請を希望する場合、大学の事務担当者に事情を説明してください。大学に認められない限りは事情（その他）として申請することはできません。

【表4】

申請理由	詳細
事情（その他）	特別な事情があると認められた場合、申請理由「事情（その他）」として申請ができます。（修業年限超過に関する事情は該当しません）

※申請理由「事情（その他）」で申請する場合、下記の点に注意して書類を準備してください。

- 授業料免除申請書、授業料免除受理票の「申請理由」は「事情（その他）」にチェックしてください。
- 【表5】を確認し、証明書類を追加提出してください。

【表5】

申請理由	証明書類	発行元
事情（その他）	・面接票 ・その他大学から提出が必要であると指示を受けた書類	様式6 その他

5. 家計・学力基準

授業料免除は、世帯の収入および本人の学力により判定されます。学力基準については下記を参照してください。

なお、留学生用の家計基準については公開しておりません。

【学力基準】

- 新入生（編入生を含む）は、本学の入学者選抜試験の合格をもって優秀とみなします。
- 在学学生は、前学年までの総計で定められた単位を修得し、かつ成績の平均値が3.2以上であることが基準です。
ただし、医学群医学類の2年次以上の学生は、当該学類において定める各年次の標準の修得単位数を修得していること。また、専門職学位課程、博士後期課程及び3年制博士課程の2年次以上の学生は、当該研究群又は専攻において各年次の標準の修得単位数を修得し、かつ成績の平均値が3.2以上であること。又は、博士後期課程及び3年制博士課程にあつては当該研究群において一定の研究成果が得られたと判断されていること。
- 平均値の算定は、成績評語のA+及びAは5点、Bは3点、Cは2点に換算し、次の算式により算出する。

$$\frac{(A+及びAの単位数 \times 5) + (Bの単位数 \times 3) + (Cの単位数 \times 2)}{\text{総修得単位数}} = \text{平均値}$$

【表6】「専門学群及び学類並びに大学院の修得単位数」

年次	修得単位数
専門学群及び学類 2年	31単位以上
専門学群及び学類 3年	62単位以上
専門学群及び学類 4年	93単位以上
大学院修士課程及び博士前期課程2年	15単位以上
大学院一貫制博士課程 2年	6単位以上（7.5単位以上）
大学院一貫制博士課程 3年	12単位以上（15単位以上）
大学院一貫制博士課程 4年	18単位以上（22.5単位以上）
大学院一貫制博士課程 5年	24単位以上

（ ）内は人間総合科学研究科の医学の課程及び人間総合科学研究群医学学位プログラムにおける修得単位数である。

6. 申請上の諸注意

- (1) 授業料免除申請後は、授業料免除の許可・不許可が判明する前には授業料を納付しないでください。納付した場合には、申請を取り消したものとみなします。なお、授業料納付を口座振替にしている学生については、結果が出るまで引き落とされないよう大学側で設定します。
- (2) 授業料免除額は、納付すべき授業料（各期分）の全額または一部に相当する額とします。
- (3) 免除判定結果は毎回保証されるものではありません。予算状況等により、結果は変動します。
- (4) 授業料免除の申請後に休学または退学をしなければならなくなった者は、すぐに所属支援室学生支援（東京キャンパスの学生は教務）まで申し出て「授業料免除等申請辞退届」を提出してください。その者は、今期の授業料免除の対象とはなりません。
- (5) 申請時に書類の不備がある場合（必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等）は、申請書類を受理できませんので、説明をよく読んで書類を早めに準備してください。
- (6) 提出された申請書及び各種証明書類等により取得した個人情報については、授業料免除等の選考業務以外には使用しません。
- (7) 虚偽の申請が発覚した場合は、免除判定を出した場合でもその後判定を取り消すことがあります。申請書類等には必ず事実を記載してください。

7. 結果通知について

○ どうやって結果は通知されるの？

結果は所属の支援室 学生支援（東京キャンパスの学生は教務）の窓口で申請者が通知文書を受け取るかたちで通知されます（予定）。

○ いつ結果が分かるの？

2024年度第1期（春学期）は2024年7月中旬を予定しております。

（結果通知時期はあくまで予定です。多少遅れることもありますのであらかじめご了承ください。）
詳しい結果発表日については、日付が決まり次第ホームページ（キャンパスライフ⇒奨学金・学生生活の支援⇒奨学金・修学支援⇒NEWS）及びtwins 掲示板システムに結果通知日付を記した文書を掲載しますので、定期的にチェックするようお願いします。

○ 結果が「不許可」「一部免除」の場合はいつまでに支払えばいいの？

結果通知文書に「納付期限」を記載しますので、結果通知文書を確認の上、そこに記載された納付期限までにお支払いください。なお、徴収猶予許可者は第1期の場合、8月末が納付期限で、払込票による納付となり、払込手数料の負担が必要となります。

説明は以上になります。このしおりを熟読したうえで、それでも分からない事がある場合は、申請期限前に所属支援室学生支援担当（東京キャンパスの学生は教務）にご質問ください。